

○石川工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する要項

平成 27 年 4 月 1 日 校長裁定

(趣旨)

第 1 条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成 27 年高専機構規則第 121 号。以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(コンプライアンス推進責任者)

第 2 条 本校における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、校長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、機構規則第 6 条第 2 項で定める業務を行うものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保するため、責任を統括する役割を担った上で、次の各号に掲げる職にある者を副責任者として任命するものとし、副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行うものとする。

(1) 各専門学科主任及び一般教育科主任

(2) 技術教育支援センター長

(3) 事務部長

(相談窓口)

第 3 条 公的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する本校内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を本校に設置する。

2 前項で定める相談窓口は、総務課財務係とする。

(雑則)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。